

# 「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針

令和2年3月

(令和7年3月一部改訂)

高知市



## — 目次 —

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                  | 1  |
| 改訂履歴 .....                                  | 2  |
| 第1章 南海トラフ地震臨時情報とは .....                     | 3  |
| 第1節 南海トラフ地震臨時情報とは .....                     | 3  |
| 第2節 臨時情報の種類と発表条件 .....                      | 4  |
| 第3節 臨時情報発表の流れ .....                         | 4  |
| 第2章 防災対応の検討に当たっての基本事項 .....                 | 5  |
| 第1節 検討対象地域 .....                            | 5  |
| 第2節 想定する後発地震の規模 .....                       | 5  |
| 第3節 臨時情報発表を受けた防災対応 .....                    | 6  |
| (1) 巨大地震警戒対応 .....                          | 6  |
| (2) 巨大地震注意対応 .....                          | 6  |
| 第4節 最も警戒すべき期間 .....                         | 7  |
| 第5節 津波に対する事前避難対象地域（避難指示等） .....             | 7  |
| 第6節 事前避難を促す対象者（自主避難） .....                  | 9  |
| (1) 津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者 ..   | 9  |
| (2) 耐震性の不足する住宅の居住者 .....                    | 9  |
| (3) 斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者 .....                 | 9  |
| 第7節 防災対応の考え方 .....                          | 10 |
| 第3章 防災対応方針 .....                            | 11 |
| 第1節 配備基準（庁内体制） .....                        | 11 |
| 第2節 防災対応 .....                              | 13 |
| (1) 臨時情報（調査中）が発表された場合 .....                 | 13 |
| (2) 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 .....              | 13 |
| (3) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 .....              | 13 |
| 第3節 住民避難対応 .....                            | 14 |
| (1) 事前避難対象地域の設定 .....                       | 14 |
| (2) 自主避難を促す対象者 .....                        | 16 |
| (3) 想定事前避難者数（令和元年8月高知県算出） .....             | 16 |
| (4) 開設避難所 .....                             | 17 |
| 第4節 臨時情報（巨大地震警戒）発表時における市役所・学校・保育所等の対応 ..... | 22 |
| (1) 市役所 .....                               | 22 |
| (2) 学校 .....                                | 22 |
| (3) 保育所等 .....                              | 22 |
| 第5節 今後の検討事項 .....                           | 23 |



## はじめに

平成29（2017）年8月に、国の中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ（主査：平田直東京大学教授）」内に置かれている「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」により、「地震の規模や発生時期の予測は不確実性を伴い、地震の発生時期等を確度高く予測することは困難」である一方で、「確度の高い地震の発生は予測できないが、地震発生の可能性が相対的に高まっているとの評価は可能」であるとの報告がなされ、同年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなりました。

実際、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に西側でも大規模地震が発生した事例が知られています。

国では、不確実ではあるものの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対応について、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、平成30（2018）年12月に取りまとめを行い、取りまとめ結果を地方公共団体等の各機関が、具体の防災計画を策定する際に参考にできるように、平成31（2019）年3月（令和元年5月一部改訂）に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（以下、「ガイドライン」という。）」が作成されました。

高知県でも、県がこれまで公表してきた高知県津波避難計画策定指針などの資料を踏まえて、県内市町村がガイドラインに沿った検討をスムーズに進められるように、ガイドラインを補完するものとして「『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き（以下、「手引き」という。）」を令和元年7月に作成しています。

この「『南海トラフ地震臨時情報』に係る防災対応方針」は、ガイドラインや手引きで示された防災対応方針を踏まえた「南海トラフ地震臨時情報」発表時の本市の防災対応を取りまとめたものです。

地震対策は突発対応が基本となりますが、本市として「南海トラフ地震臨時情報」を十分活用し、市民の生命及び財産等の被害軽減に努めていきます。

## 改訂履歴

令和 2 年 3 月      作成

令和 4 年 3 月      ・ 災害対策基本法の改正に基づいた避難情報名の変更  
・ 臨時情報（調査中）発表条件の一部修正  
・ 開設避難所候補（特別基準及び注意対応）の変更（青柳中学校の追加，備蓄状況の更新等）  
・ その他文言修正

令和 6 年 3 月      ・ 臨時情報発表条件の一部修正  
（モーメントマグニチュード及び気象庁マグニチュードの正確な記載）  
・ 開設避難所候補（一般基準，特別基準及び注意対応）の変更（収容面積の変更，備蓄状況の更新）  
・ その他文言修正

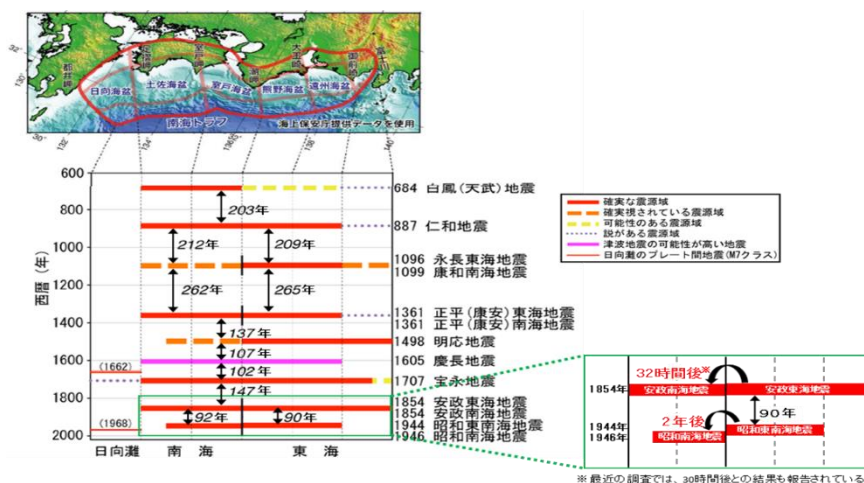
令和 7 年 3 月      ・ 地域防災計画の修正に伴う文言等の修正

## 第1章 南海トラフ地震臨時情報とは

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震は、おおむね90年から150年ごとに発生するほか、駿河湾から四国沖にかけての複数の領域で同時又は2年程度の時間差で発生するなど、周期性や連続性があることが過去の事例から知られています。(図1)

「南海トラフ地震臨時情報(以下、「臨時情報」という。)」は、このような南海トラフ地震の周期性や連続性を活用して、想定震源域(図2)又はその周辺でマグニチュード(以下、「M」という。)6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合に、それらに対する調査開始の旨、そして、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において調査した結果、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。



(参照：地震調査委員会，平成25年5月公表資料に内閣府加筆)

図1 南海トラフ沿いで過去に発生した大規模地震の震源域の時空間分布



(参照：海上保安庁海洋情報部と中央防災会議資料をもとに高知大学総合研究センター改変)

図2 南海トラフ地震の想定震源域

## 第2節 臨時情報の種類と発表条件

「臨時情報」には、情報発表後の防災対応を取りやすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」のようにキーワードを付して発表されます。情報の種類や発表の条件は表1のとおりです。

表1 南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

| 情報名         | キーワード    | 発表条件                                                                                                                                           |
|-------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報 | (調査中)    | 観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合 |
|             | (巨大地震警戒) | <b>巨大地震の発生に警戒が必要な場合</b><br>※ 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「Mw」という） <sup>注1</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価された場合                              |
|             | (巨大地震注意) | <b>巨大地震の発生に注意が必要な場合</b><br>※ 監視領域内において、Mw7.0以上の地震が発生したと評価された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合                 |
|             | (調査終了)   | （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合                                                                                                       |

## 第3節 臨時情報発表の流れ

前節の発表条件に該当した場合に「臨時情報」が発表されることとなります。「臨時情報」発表の流れについては、図3のとおりです。

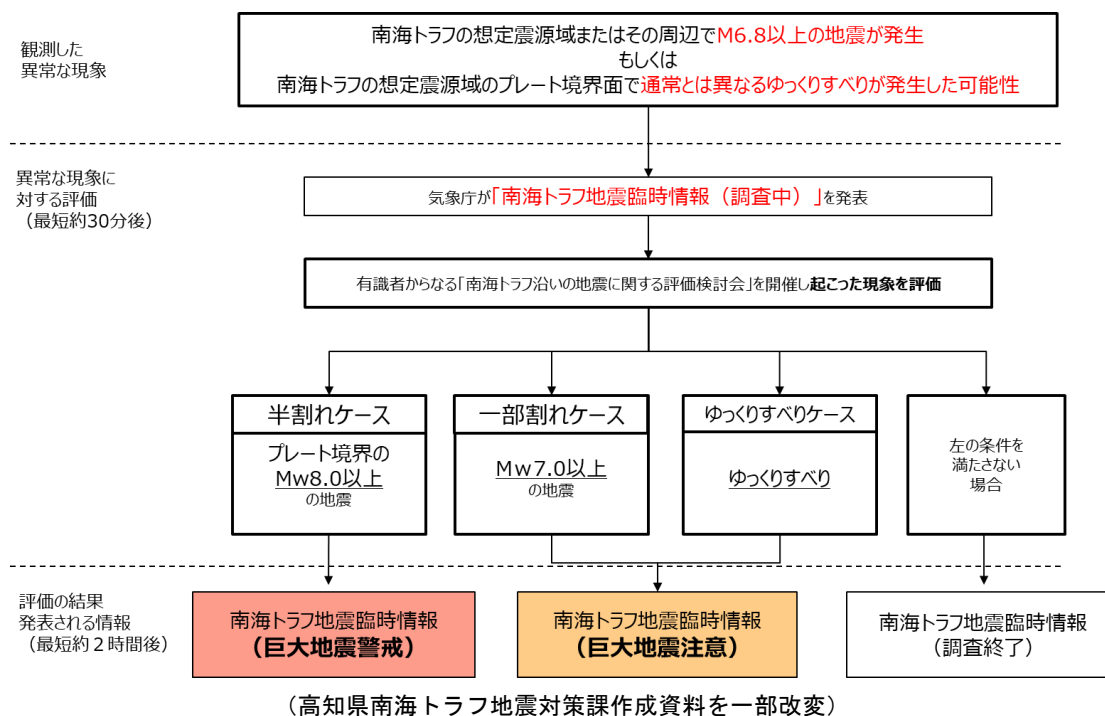


図3 南海トラフ地震臨時情報発表までのフロー

注1 震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められ、地震波の最大振幅から求められる他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的に広く用いられている。なお、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生後に発表する地震速報等には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 第2章 防災対応の検討に当たっての基本事項

### 第1節 検討対象地域

ガイドラインにおいて、防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法第3条において「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とするとされています。

高知県は、平成26（2014）年3月に、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていますので、高知市全域を臨時情報発表時に防災対応を取る検討対象地域とします。

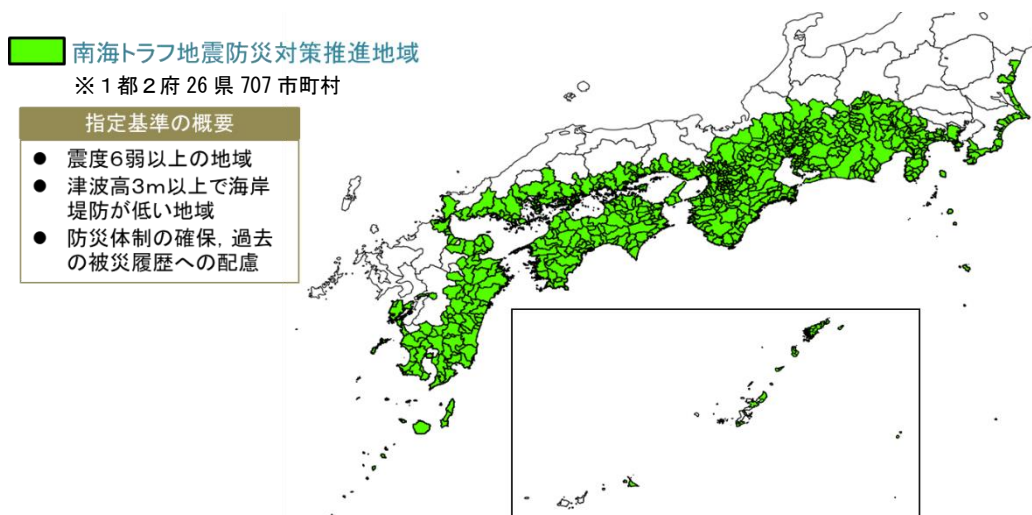


図4 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定範囲（令和元年5月現在）

### 第2節 想定する後発地震の規模

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が発生したあとに発生するおそれがある南海トラフ地震（以下、「後発地震」という。）に備えるために発表される情報です。後発地震の規模については、最大クラス（Mw9.0クラス）の地震を想定することとします。

### 第3節 臨時情報発表を受けた防災対応

ガイドライン及び手引きにおいて、第1章第3節のフローに従って発表された臨時情報に応じて、以下の内容を基本とした防災対応を取ることが示されています。

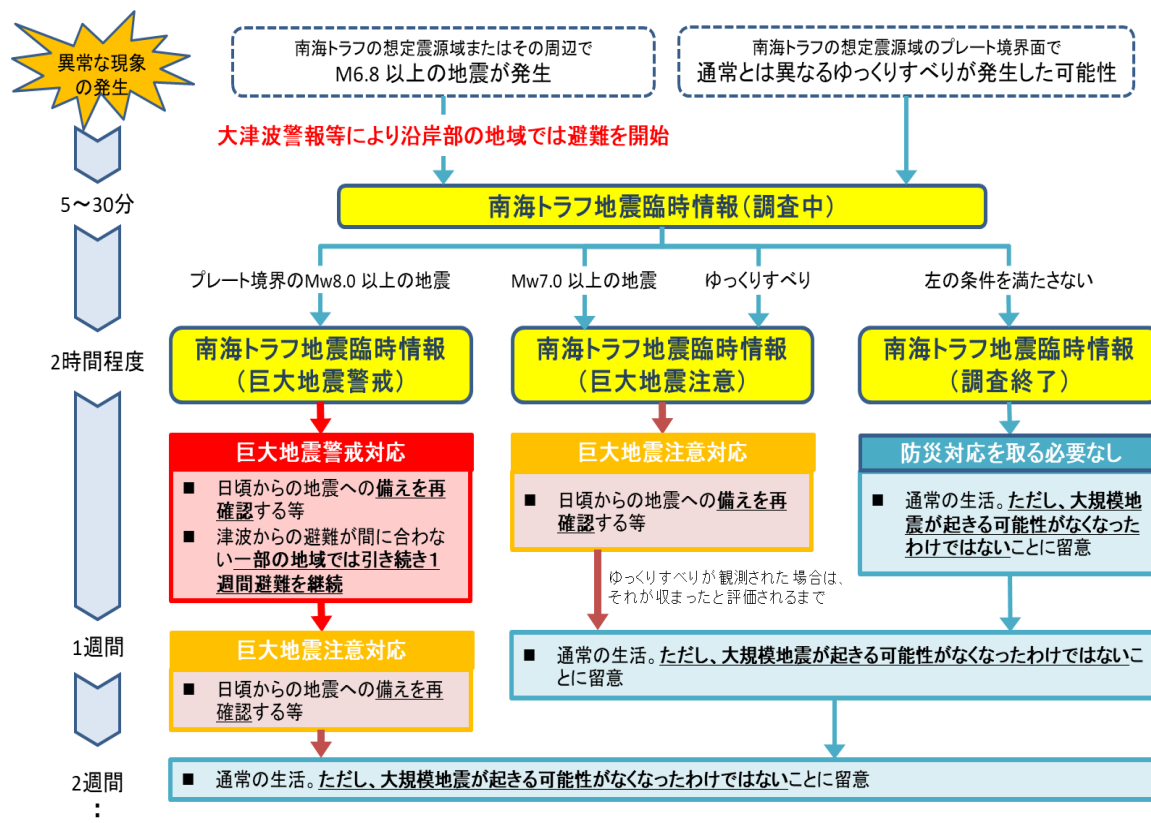
本市の防災対応についても、ガイドライン及び手引きに応じた防災対応を取ることとします。

#### (1) 巨大地震警戒対応

- ・対応基準：「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における最初の地震発生から1週間を基本
- ・対応内容：日頃からの地震への備えを再確認及び自主避難の呼びかけ  
事前避難対象地域<sup>注2</sup>の住民は避難

#### (2) 巨大地震注意対応

- ・対応基準：「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過まで、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時
- ・対応内容：日頃からの地震への備えを再確認及び自主避難の呼びかけ



(高知県南海トラフ地震対策課作成資料を一部改変)

図5 臨時情報発表時における防災対応の流れ

注2 事前避難対象地域については、第2章第5節を参照

#### 第4節 最も警戒すべき期間

第2章第3節の図5で示したように、①「巨大地震警戒対応」及び「巨大地震注意対応」に係る最も警戒すべき期間については、社会的な受忍の限度を考慮して、最初の地震（臨時情報発表の起因となった地震）発生後「1週間」を基本とすること、②「巨大地震警戒対応」の場合は、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられ、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切替え後1週間を基本とすることとガイドラインに示されています。

本市の防災対応についても、ガイドラインで示された1週間（上記②の場合を含めると2週間）を基本として、防災対応を取ることとします。

#### 第5節 津波に対する事前避難対象地域（避難指示等）

「巨大地震警戒対応」において、Mw8.0以上の地震発生直後に発表された大津波警報又は津波警報が、津波注意報に切り替わったあと、避難継続が必要かどうかを検討しておく必要があります。避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うかどうかを検討することを基本とすることがガイドラインに示されています。

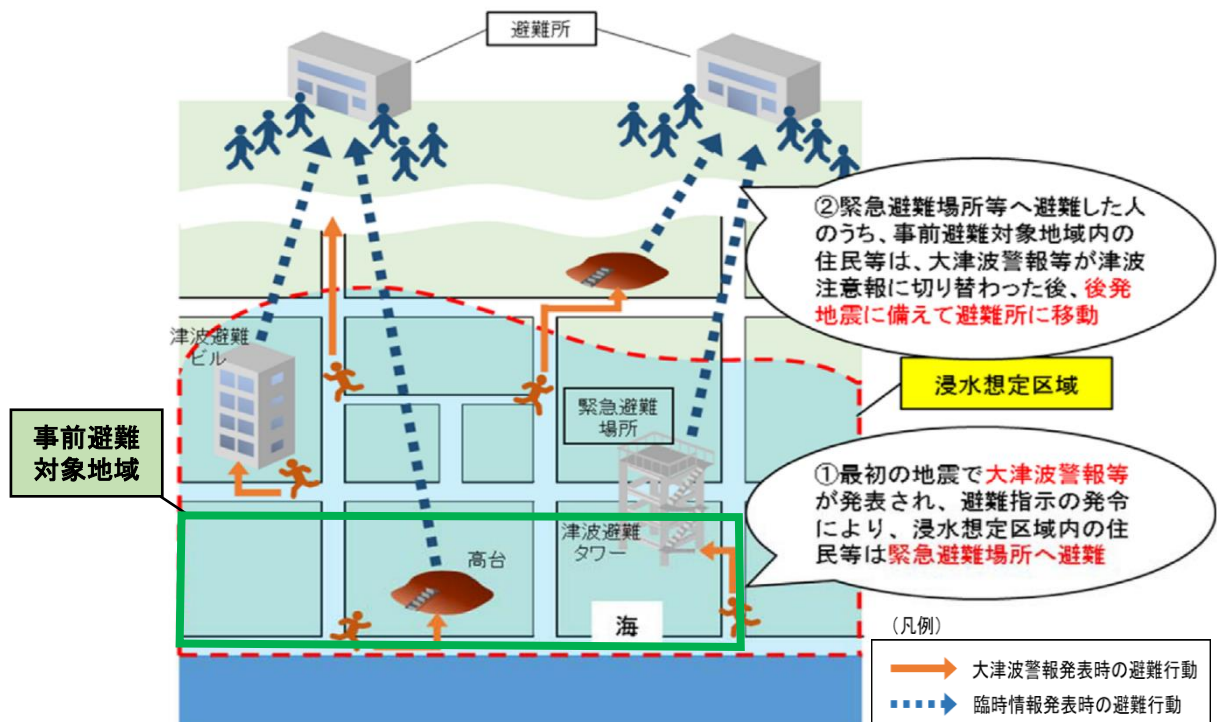
具体的には、30センチメートル以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を検討対象地域とし、その中から、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を事前避難対象地域として避難指示等を発令し、避難を継続させます。

#### ※ 事前避難対象地域

事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、さらに2種類の地域に分かれます。

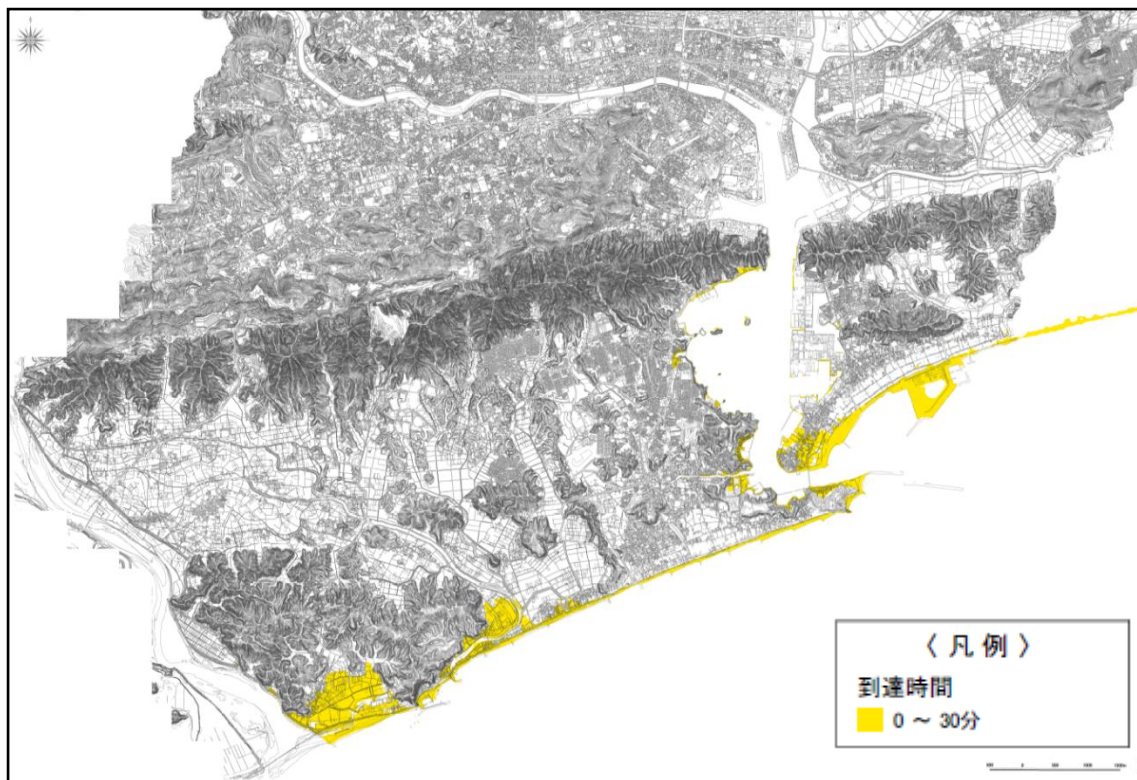
表2 事前避難対象地域の種類

| 種類                   | 避難対象者      | 避難情報の発令 | 高知県内における指定地域                            |
|----------------------|------------|---------|-----------------------------------------|
| <b>高齢者等</b> 事前避難対象地域 | 高齢者などの要配慮者 | 高齢者等避難  | 30cm以上の浸水が、地震発生から30分以内に生じる地域を基本に各市町村が設定 |
| <b>住民</b> 事前避難対象地域   | 全住民        | 避難指示    | 上記のうちから、各市町村が設定                         |



(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】の図を加工)

図6 情報発表時の避難イメージ



(※ 地盤沈降及び河川堤防の破堤によって30分以内に浸水すると想定される地域は除外しています。)

図7 地震発生から30分以内に津波浸水が30cm以上生じる地域

## **第6節 事前避難を促す対象者（自主避難）**

手引きでは、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、事前避難対象地域の居住者以外の方であっても、一部の市民等に対して、親類や知人宅等を基本とした自主避難を促すこととされています。本市においても、以下の対象者に対して自主避難の呼びかけを行います。

### **（１）津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者**

巨大地震警戒対応時は、事前避難対象地域の居住者等に対して、避難指示を発令しますが、巨大地震注意対応時においても、後発地震に伴う津波による被害を軽減するために、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者を対象に、自主的に事前避難をしていただくよう呼びかけを行います。

「津波到達時間が短く」とは、事前避難対象地域の検討対象地域である30センチメートル以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域に加えて、津波到達時間が30分を超えると想定されている地域であっても、各人の状況により、後発地震の発生後の避難では間に合わないおそれがあると判断した場合には、自主的に事前避難をしていただくことが必要です。

### **（２）耐震性の不足する住宅の居住者**

耐震性の不足する住宅（昭和56年6月1日以前に建築確認が完了している建物で、いわゆる旧耐震基準の建物）は、後発地震の揺れで建物が倒壊する危険性が高く、健常者であっても、避難が難しいことから、被害を軽減する上で、事前の避難は非常に有効な手段となります。普段からの耐震化の啓発に加えて、臨時情報が発表された際には、高知市のホームページ等を活用するなどして、巨大地震警戒対応時、又は巨大地震注意対応時に自主的に事前避難していただくよう呼びかけを行います。

### **（３）斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者**

現在の知見では、地震により土砂災害が発生する地域を絞り込むことが難しいとされています。一方で、土砂災害による被害を軽減するために、著しい被害が発生する蓋然性の高い範囲には、自主的な事前避難を呼びかけることが必要です。

手引きでは、過去の被災実態や統計データを参考に、「土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離がおおむね10メートル」が基準とされていますので、本市においても、巨大地震警戒対応時、又は巨大地震注意対応時に「土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離がおおむね10メートルの範囲内の居住者」を対象に自主的に事前避難していただくよう呼びかけを行います。

## 第7節 防災対応の考え方

地震対策は、突発対応が基本となりますが、臨時情報を活かし、被害を軽減するために、すべての市民に対して、避難場所・避難経路や非常持ち出し品の確認、家具の固定など、日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施します。

こうした取組に加え、本章第1節から第6節の内容を踏まえ、後発地震に備えるために、地震発生後の避難では避難が間に合わないおそれのある市民や地域に対する自主避難を含めた事前避難の呼びかけも含めた防災対応を実施します。

臨時情報が発表された場合の本市の防災対応については、下表のとおり、ガイドライン及び手引きで示された防災対応を実施することを基本とします。

表3 ガイドライン及び手引きで示された防災対応の考え方

|                  | 半割れケース                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 一部割れケース                                                                                                       | ゆっくりすべりケース                                                                                              |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生直後             | 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                               | 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始<br>(検討が必要と認められた場合)                                                              |
| (最短)<br>2時間程度    | <b>巨大地震警戒対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃からの地震の備えを再確認する等<br/>対応: 対象者に自主的な避難を呼びかけ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>巨大地震注意対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃からの地震の備えを再確認する等<br/>対応: 対象者に自主的な避難を呼びかけ</li> </ul> | <b>巨大地震注意対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃からの地震の備えを再確認する等</li> </ul>                   |
| 1週間              | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難<br/>対応: 高齢者等避難を発令</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難<br/>対応: 避難指示を発令</li> </ul> </div> |                                                                                                               |                                                                                                         |
| 2週間              | <b>巨大地震注意対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃からの地震の備えを再確認する等<br/>対応: 対象者に自主的な避難を呼びかけ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常生活を行う</li> </ul>       |                                                                                                         |
| すべりが収まったと評価されるまで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常生活を行う</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                               |                                                                                                         |
| 大規模地震発生まで        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常生活を行う</li> </ul> |

(参照: 「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引きを一部改変)

### 第3章 防災対応方針

第1章及び第2章の内容を踏まえて、本章では、臨時情報が発表された場合における本市の防災対応方針を示します。

#### 第1節 配備基準（庁内体制）

臨時情報発表時における本市の配備基準については、高知市地域防災計画〔地震・津波対策編〕で定めている災害対策本部の設置基準に、表4のとおり、臨時情報発表時の配備基準を新たに設定しました。また、災害対策本部の組織図については、図7のとおりです。

表4 災害対策本部設置基準表

| 区 分                                                                                                                                                       |                     | 配 備 基 準                                                                                                                                                         | 動 員 体 制                                                                              |                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                           |                     |                                                                                                                                                                 | 内 容                                                                                  | 体 制                                                                                                                                                                                         |
| 準備配備体制<br>(注意体制)                                                                                                                                          |                     | <input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合<br><input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合<br><input type="checkbox"/> 「 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u> 」が発表された場合    | <input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制  | <input type="checkbox"/> 防災対策部<br><input type="checkbox"/> 上下水道局<br><input type="checkbox"/> 消防局                                                                                            |
|                                                                                                                                                           |                     | <input type="checkbox"/> 「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> 」が発表された場合                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制   | <input type="checkbox"/> 防災対策部<br><input type="checkbox"/> 上下水道局<br><input type="checkbox"/> 消防局<br><input type="checkbox"/> 救援対策本部<br><input type="checkbox"/> 支部運営本部                      |
| 災害対策本部                                                                                                                                                    | 第1次配備体制<br>(警戒体制)   | <input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合<br><input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合<br><input type="checkbox"/> 「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> 」が発表された場合 | <input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒<br><input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制 | <input type="checkbox"/> 本部員会議<br><input type="checkbox"/> 統括本部<br>部局連絡員<br>各部・各班<br><input type="checkbox"/> 上下水道局<br><input type="checkbox"/> 消防対策本部<br><input type="checkbox"/> 教育委員会    |
|                                                                                                                                                           | 第2次配備体制<br>(非常体制)   | <input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合<br><input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合                                                                   | <input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制<br><input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制 | <input type="checkbox"/> 本部員会議<br><input type="checkbox"/> 統括本部<br>部局連絡員<br>各部・各班<br><input type="checkbox"/> 上下水道対策本部<br><input type="checkbox"/> 消防対策本部<br><input type="checkbox"/> 教育委員会 |
|                                                                                                                                                           | 第3次配備体制<br>(緊急非常体制) | <input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制                                                | <input type="checkbox"/> 全職員                                                                                                                                                                |
| ※ 第1次配備体制・第2次配備体制では、班長以上の災害対策本部要員は必ず参集するものとする。<br>※ 第3次配備体制以外は、各本部・各部局で必要と認められる人員を配置するものとする。<br>※ 遠地津波等で時間に余裕がある場合は、河川水路課、耕地課等の水門及び樋門を所管する部署も動員配備するものとする。 |                     |                                                                                                                                                                 |                                                                                      |                                                                                                                                                                                             |

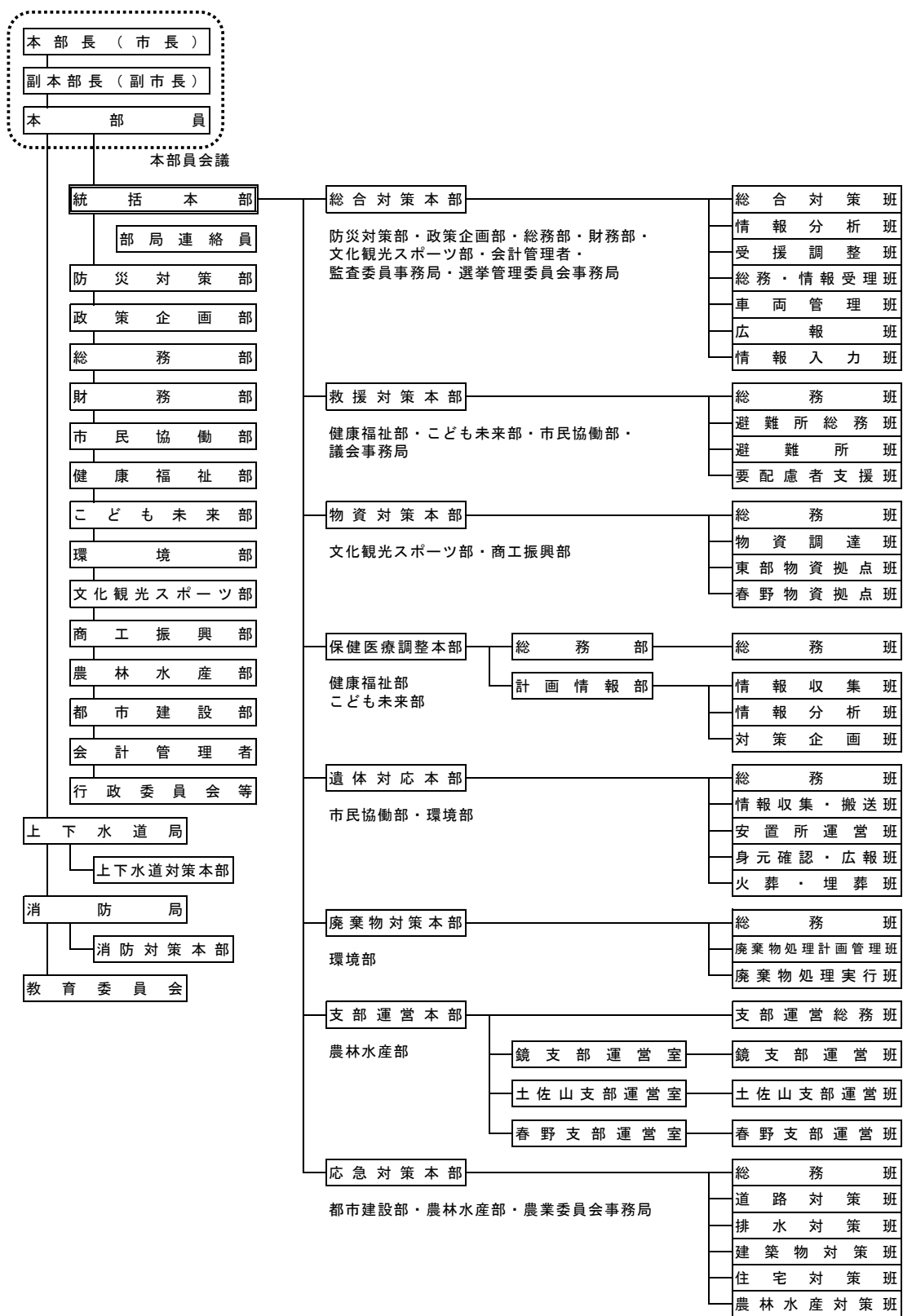


図8 災害対策本部組織図

## 第2節 防災対応

臨時情報（調査中，巨大地震注意，又は巨大地震警戒）が発表された場合の本市の具体的な防災対応を記載しています。ただし，南海トラフの東側エリアで地震が発生し，高知県に「大津波警報」，「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている最中に，臨時情報が発表された場合は，本市は，地域防災計画〔地震・津波対策編〕等に基づき，地震・津波への防災対応を既に取り替えますので，以下の内容は，臨時情報が発表された場合に，特別に対応を要する事項のみ記載していることに留意ください。

### （１）臨時情報（調査中）が発表された場合

#### ○ 災害情報の収集等

既に，南海トラフの東側エリアで地震が発生している場合は，最短で２時間後に発表される，臨時情報の種類（巨大地震警戒，巨大地震注意，又は調査終了）が予測できるため，いつでも災害対策本部体制に移行できるように庁内連絡体制を整えます。

### （２）臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合【巨大地震注意対応】

#### ○ 住民への呼びかけ

すべての市民に対して，避難場所・避難経路や非常持ち出し品の確認，家具の固定など，日頃からの地震への備えの再確認を行うようにホームページやSNS等のあらゆる媒体を使い，住民への呼びかけを行います。

また，後発地震やそれに伴う津波に備えるために，津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者，耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者（参照：第2章第6節）に対し，親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難を促します。

#### ○ 庁内体制の準備等

最大１週間は，後発地震への注意が必要です。庁舎の地震対策，緊急連絡網や各課の業務継続計画（以下，「BCP」という。）の確認のほか，いつでも災害対策本部体制に移行できるように庁内連絡体制を整えます。

#### ○ 避難所の開設

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合，一部の住民に対して，親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難を促します。しかしながら，自主避難を行う全ての市民が親類宅等に避難できる訳ではないので，避難所の開設を行います（開設避難所については，第3章第3節（３）（４）に記述）。

### （３）臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合【巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応】

#### ○ 住民への呼びかけ

（２）臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合と同様

○ 避難指示の発令

南海トラフの東側エリアで地震が発生した場合、高知県に「大津波警報」又は「津波警報」が発表されている可能性が高いため、臨時情報（巨大地震警戒）発表前には、沿岸部の小学校区に対し、避難指示（緊急）を発令している状況となっています。その後、「大津波警報」又は「津波警報」が解除された場合、事前避難対象地域に対して、臨時情報（巨大地震警戒）に基づき、避難指示を発令します（本市の事前避難対象地域については、第3章第3節（1）に記述）。

○ 避難所の開設

事前避難対象地域の住民及び自主避難の住民の受入れのため、避難所の開設を行います。

○ 庁内体制の準備等

臨時情報発表時から最初の1週間は後発地震への警戒、1週間経過以降2週間までは後発地震への注意が必要です。庁舎の地震対策、緊急連絡網やBCPの確認のほか、いつでも災害対策本部体制（第2次配備体制）に移行できるように庁内連絡体制を整えます。

<参考>

1 高知県に大津波警報が発表された場合の避難指示発令対象小学校区

- |           |             |           |
|-----------|-------------|-----------|
| ① 浦戸小学校区  | ⑪ 潮江小学校区    | ⑳ 一宮小学校区  |
| ② 長浜小学校区  | ⑫ 潮江東小学校区   | ㉑ 一宮東小学校区 |
| ③ 横浜小学校区  | ⑬ 昭和小学校区    | ㉒ 泉野小学校区  |
| ④ 三里小学校区  | ⑭ はりまや橋小学校区 | ㉓ 秦小学校区   |
| ⑤ 十津小学校区  | ⑮ 第六小学校区    | ㉔ 一ツ橋小学校区 |
| ⑥ 五台山小学校区 | ⑯ 第四小学校区    | ㉕ 初月小学校区  |
| ⑦ 介良小学校区  | ⑰ 江陽小学校区    | ㉖ 春野東小学校区 |
| ⑧ 高須小学校区  | ⑱ 江ノ口小学校区   | ㉗ 春野西小学校区 |
| ⑨ 大津小学校区  | ㉙ 小高坂小学校区   |           |
| ⑩ 潮江南小学校区 | ㉚ 布師田小学校区   |           |

2 高知県に津波警報が発表された場合の避難指示発令対象小学校区

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| ① 浦戸小学校区 | ④ 三里小学校区  | ⑦ 春野西小学校区 |
| ② 長浜小学校区 | ⑤ 十津小学校区  |           |
| ③ 横浜小学校区 | ⑥ 春野東小学校区 |           |

### 第3節 住民避難対応

#### （1）事前避難対象地域の設定

本市では、津波避難対策として、ハード面では、津波避難タワーの整備、津波避難ビル等の緊急避難場所の指定や避難路の整備等を行ってきました。また、ソフト面では、地域住民と一緒に、沿岸部の小学校区ごとに地区別津波避難計画を策定したあと、計画に基づいた津波避難訓練等を行うなどして計画の実行性について検証を行うなど、本市として、地震・津波から命を守る対策に取り組んでいるところです。

地震対策は、突発対応が基本となりますが、ガイドライン等において、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に事前避難の検討対象地域とされている30センチメートル以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（事前避難対象地域 ※第2章第5節参照）について、本市としては、臨時情報を活かし、市民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、当該地域の全てを「住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域」（以下、「事前避難対象地域」という。）として設定し、当該地域の居住者等を対象に、避難指示を発令します。

避難指示を発令する対象地域は以下のとおりです。

<事前避難対象地域>

- 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の避難指示発令対象地域
- 図9で黄色付けた地域が、本市における事前避難対象地域
  - ※ 以下7小学校区のうち、（）内に記載の全部、又は一部の地域
  - ① 浦戸小学校区（浦戸）
  - ② 長浜小学校区（長浜、御畳瀬）
  - ③ 横浜小学校区（横浜、瀬戸東町1丁目、瀬戸東町2丁目、横浜西町、横浜東町、瀬戸1丁目、瀬戸2丁目）
  - ④ 三里小学校区（種崎、仁井田）
  - ⑤ 十津小学校区（十津2丁目、十津5丁目、十津6丁目、仁井田）
  - ⑥ 春野東小学校区（東諸木、甲殿）
  - ⑦ 春野西小学校区（仁ノ、西畑）

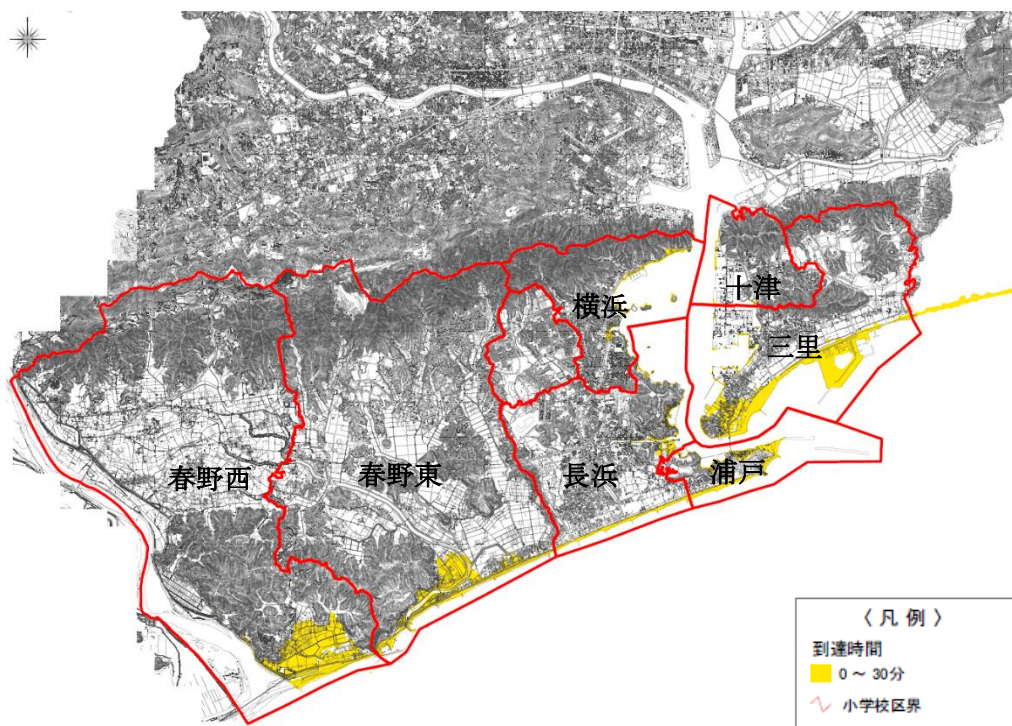


図9 事前避難対象地域（黄色箇所）

## (2) 自主避難を促す対象者

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、事前避難対象地域の居住者等に避難指示を発令するほか、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者（参照：第2章第6節）に対し、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難を促します。

## (3) 想定事前避難者数（令和元年8月高知県算出）

|                    |         |
|--------------------|---------|
| (A) 事前避難対象地域【避難指示】 | 5,121人  |
| (B) 耐震性不足【自主避難】    | 59,772人 |
| (C) 斜面崩壊のおそれ【自主避難】 | 14,608人 |

想定事前避難者数（合計） 79,501人

<参考：想定事前避難者数の算出方法>

### (A) 事前避難対象地域の居住者【避難指示】

- ・平成24年公表の高知県版被害想定（対象人口：平成17年の国勢調査）の人口メッシュから、30センチメートルの津波が30分以内に到達する地域の夜間人口を集計
- ・上記の集計値に、平成17年国勢調査から平成27年国勢調査の人口減少率（0.966）を掛け合わせて算出

### (B) 耐震性の不足する住宅の居住者【自主避難】

- ・平成30年度末の耐震化率の推計値82%から未耐震化率を18%に設定
- ・平成27年の国勢調査結果の人口に未耐震化率を掛け合わせて算出
- ・（A）の重複分を除外

### (C) 斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者【自主避難】

- ・平成30年3月末時点で区域指定済みの土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の範囲から、（A）の地域を除いた範囲に立地している人家数を高知県砂防情報システム（住宅地図ベース）から抽出
- ・上記の人家数に、平成31年3月末時点で調査済み（指定前）の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の箇所数を基に推計した人家数を加算
- ・急傾斜地崩壊危険箇所調査（平成15年3月公表）時の人家数データを用いて、土砂災害警戒区域（急傾斜地）の斜面際からの距離がおおむね10メートルの範囲に立地する人家数に補正（推計値）
- ・（B）の重複分を除外

## (4) 開設避難所

### ① 開設避難所選定の考え方

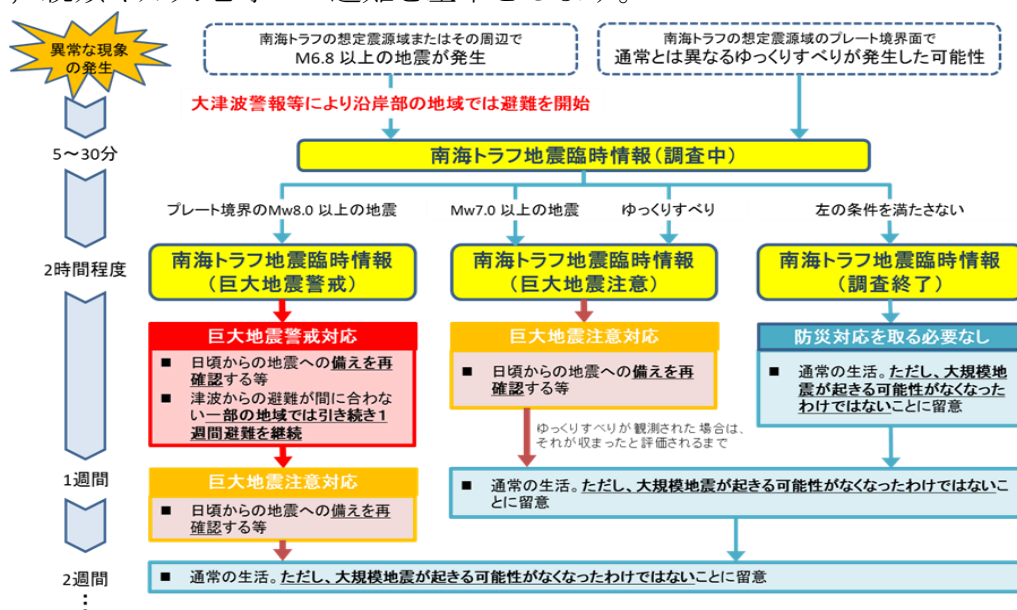
臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。臨時情報は、後発地震発生の可能性が高まっていることを知らせるものですが、後発地震の発生を予知した情報ではないことに留意してください。

不確実性を伴う情報であるため、臨時情報を活かして市民の生命及び財産等の安全を最大限図る一方で、通常の経済・社会活動についても十分勘案し、いたずらに市民の不安を煽ったり、企業活動を阻害したりするようなことはあってはなりません。

以上のことから、地震対策は突発対応が基本であることも十分踏まえ、本市として、後発地震（L 2 クラス）に備えるために開設する避難所を選定します。

開設避難所の選定に当たっては、まずは、市民の生命及び財産等の安全を最大限図るため、開設避難所選定の「一般基準」を定めます。加えて、市民の日常生活や企業活動を可能な限り阻害しないための「特別基準」を設けることとします。

開設避難所選定基準は次頁のとおりです。なお、当該基準は、巨大地震警戒対応を取る「臨時情報（巨大地震警戒）発表時における最初の地震発生から1週間程度の間」に開設する避難所に適用します。巨大地震注意対応を取る「臨時情報（巨大地震警戒）発表時における最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過まで、又は臨時情報（巨大地震注意）発表時」は、親類や知人宅等への避難を基本とします。



(再掲) 図5 臨時情報発表時における防災対応の流れ

<開設避難所選定基準>

【一般基準】

以下の全ての基準を満たす避難所を選定

- ・ 津波浸水想定区域外の避難所
- ・ 土砂災害警戒区域外の避難所
- ・ 耐震性を備えた避難所
- ・ 一定の駐車スペースを有する避難所（発災前の避難であることから、避難所から通勤・通院することや財産でもある自動車での避難も想定される。）

【特別基準】

市民の日常生活や企業活動を可能な限り阻害しないために、一般基準に加えて特別基準を設定し、開設避難所を追加選定します。

- ・ 津波浸水想定区域内を開設避難所から一律に除外することは、通勤・通院等が遠方になるなど、市民の通常の日常生活を阻害することに繋がるため、津波浸水想定区域内（ただし、事前避難対象地域内は除く）であっても、建物の上階であれば津波浸水をしない避難スペースを確保できる避難所

※ 市民自らが、日常生活も考慮して、避難所を選択できるようにしたものであって、浸水想定区域内に在住の市民等が必ずしも最寄りの避難所に入ることが求めたものではないことに留意してください。

- ・ 避難所の敷地の一部が土砂災害警戒区域内であっても、実際の避難スペースである建物等が土砂災害警戒区域外にあるなど、最低限、避難者の安全が確保できる避難所
- ・ その他、実際の事前避難者数や開設避難所の偏在など、地域の実情に応じて順次追加

② 開設避難所

①の基準に基づいた、巨大地震警戒対応時の開設避難所の候補は、表4-1及び4-2のとおりです。

また、巨大地震注意対応時は、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難をしていただくこととなりますが、親類宅等への避難ができない場合も想定して、自主避難者を受け入れる避難所を開設することとします。その場合の開設避難所は、大雨・台風時に優先的に開設する避難所を候補とします。巨大地震注意対応時の開設避難所は、表5のとおりです。

表 4－1 巨大地震警戒対応時の開設避難所候補（一般基準）

| No | 大街  | 名称            | 所在地          | 収容面積<br>(㎡) | 収容可能人数<br>(1人/2.0㎡) | 備蓄 | 津波浸水<br>(L 2) | 土砂災害<br>警戒区域 | 耐震性 | 駐車<br>スペース |
|----|-----|---------------|--------------|-------------|---------------------|----|---------------|--------------|-----|------------|
| 1  | 上街  | 第四小学校（体育館）    | 上町二丁目 1－11   | 616         | 308                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 2  | 小高坂 | 城西中学校（体育館）    | 大膳町 3－5      | 795         | 397                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 3  | 旭街  | 旭小学校（体育館）     | 本宮町16        | 801         | 400                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 4  | 旭街  | 横内小学校（体育館）    | 横内242－13     | 908         | 454                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 5  | 旭街  | 高知特別支援学校（体育館） | 本宮町125       | 687         | 343                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 6  | 初月  | 初月小学校（体育館）    | 南久万128       | 886         | 443                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 7  | 朝倉  | 朝倉小学校（体育館）    | 朝倉本町二丁目11－20 | 758         | 379                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 8  | 朝倉  | 朝倉第二小学校（体育館）  | 若草南町23－56    | 1,046       | 523                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 9  | 鴨田  | 鴨田小学校（体育館）    | 鴨部1155       | 1,119       | 559                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 10 | 鴨田  | 神田小学校（体育館）    | 神田1174－1     | 878         | 438                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 11 | 鴨田  | 西部中学校（体育館）    | 鴨部一丁目 9－1    | 800         | 400                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 12 | 秦   | 秦小学校（体育館）     | 愛宕山19        | 756         | 378                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 13 | 長浜  | 横浜新町小学校（体育館）  | 横浜新町五丁目2201  | 904         | 452                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 14 | 介良  | 介良潮見台小学校（体育館） | 潮見台一丁目2602－1 | 1,068       | 533                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 15 | 土佐山 | 旧土佐山中学校（体育館）  | 土佐山弘瀬405     | 763         | 379                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 16 | 春野  | 春野西小学校（体育館）   | 春野町弘岡中2501   | 618         | 309                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 17 | 春野  | 春野中学校（体育館）    | 春野町西分328     | 1,034       | 517                 | 有  | なし            | なし           | 有   | 有          |
| 合計 |     |               |              | 14,437      | 7,212               |    |               |              |     |            |

表 4－2 巨大地震警戒対応時の開設避難所候補（特別基準）

| No | 大街  | 名称                | 所在地          | 収容面積<br>(㎡) | 収容可能人数<br>(1人/2.0㎡) | 備蓄 | 津波浸水<br>(L2) | 土砂災害<br>警戒区域 | 耐震性 | 駐車<br>スペース |
|----|-----|-------------------|--------------|-------------|---------------------|----|--------------|--------------|-----|------------|
| 1  | 旭街  | 旭東小学校（体育館）        | 北端町51        | 548         | 274                 | 有  | なし           | 校舎は該当        | 有   | 有          |
| 2  | 長浜  | 横浜中学校（体育館）        | 横浜新町一丁目401   | 855         | 427                 | 有  | なし           | 校舎は該当        | 有   | 有          |
| 3  | 長浜  | 長浜小学校（校舎・2階以上）    | 長浜4811       | 1,716       | 858                 | なし | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 4  | 長浜  | 南海中学校（校舎・2階以上）    | 長浜5235       | 1,800       | 900                 | 有  | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 5  | 高知街 | 第六小学校（校舎・2階以上）    | 升形9-4        | 773         | 386                 | なし | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 6  | 北街  | はりまや橋小学校（校舎・2階以上） | はりまや町二丁目14-8 | 1,059       | 529                 | 有  | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 7  | 下知  | 昭和小学校（校舎・3階以上）    | 日の出町7-61     | 1,165       | 582                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 8  | 江ノ口 | 愛宕中学校（校舎・2階以上）    | 相模町1-54      | 1,321       | 660                 | なし | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 9  | 江ノ口 | 一ツ橋小学校（校舎・2階以上）   | 吉田町4-10      | 1,167       | 583                 | なし | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 10 | 江ノ口 | 城東中学校（校舎・3階以上）    | 江陽町1-20      | 387         | 193                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 11 | 江ノ口 | 江陽小学校（校舎・3階以上）    | 江陽町1-30      | 208         | 104                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 12 | 江ノ口 | 江ノ口小学校（校舎・3階以上）   | 新本町一丁目8-12   | 800         | 400                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 13 | 小高坂 | 小高坂小学校（校舎・2階以上）   | 新屋敷一丁目11-5   | 808         | 404                 | 有  | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 14 | 小高坂 | 城北中学校（校舎・2階以上）    | 八反町一丁目8-14   | 1,724       | 862                 | 有  | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 15 | 潮江  | 潮江中学校（校舎・3階以上）    | 塩屋崎町一丁目2-20  | 1,354       | 677                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 16 | 布師田 | 布師田小学校（校舎・2階以上）   | 布師田1781-1    | 300         | 150                 | なし | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 17 | 一宮  | 一宮小学校（校舎・2階以上）    | 一宮西町一丁目9-1   | 1,553       | 776                 | なし | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 18 | 一宮  | 一宮中学校（校舎・2階以上）    | 一宮南町一丁目3-1   | 1,795       | 897                 | なし | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 19 | 大津  | 大津中学校（校舎・3階以上）    | 大津乙740-1     | 646         | 323                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 20 | 大津  | 大津小学校（校舎・2階以上）    | 大津乙972       | 1,016       | 508                 | なし | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 21 | 介良  | 介良中学校（校舎・3階以上）    | 介良乙2620      | 583         | 291                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 22 | 介良  | 介良小学校（校舎・2階以上）    | 介良乙2735-1    | 1,482       | 741                 | なし | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 23 | 五台山 | 青柳中学校（校舎・3階以上）    | 五台山3923      | 818         | 409                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 合計 |     |                   |              | 23,878      | 11,934              |    |              |              |     |            |

※1 津波浸水のある施設は、浸水想定を踏まえて施設の上階を避難スペースとする。

※2 津波浸水が3メートルを超えると想定されている施設、津波浸水及び土砂災害の両方に該当する施設については、避難者の安全を確保することが困難であるため、開設避難所候補から除外している。

表 5 巨大地震注意対応時の開設避難所候補

| No | 大街  | 名称                          | 所在地         | 収容面積<br>(㎡) | 収容可能人数<br>(1人/2.0㎡) | 備蓄 | 津波浸水<br>(L2) | 土砂災害<br>警戒区域 | 耐震性 | 駐車<br>スペース |
|----|-----|-----------------------------|-------------|-------------|---------------------|----|--------------|--------------|-----|------------|
| 1  | 上街  | 龍馬の生まれたまち記念館                | 上町二丁目6-33   | 137         | 68                  | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 2  | 下知  | 弥右衛門ふれあいセンター                | 北御座2-60     | 659         | 329                 | 有  | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 3  | 下知  | 下知コミュニティセンター                | 二葉町10-7     | 304         | 152                 | 有  | (3-5m)       | なし           | 有   | 有          |
| 4  | 江ノ口 | 江ノ口コミュニティセンター               | 愛宕町一丁目10-7  | 258         | 129                 | 有  | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 5  | 旭街  | 木村会館                        | 旭町三丁目121    | 606         | 301                 | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 6  | 潮江  | 潮江市民図書館                     | 棧橋通二丁目1-50  | 636         | 316                 | なし | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 7  | 三里  | 三里ふれあいセンター                  | 仁井田4229-2   | 221         | 110                 | 有  | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 8  | 五台山 | 五台山ふれあいセンター                 | 五台山2945-2   | 336         | 167                 | 有  | (3-5m)       | なし           | 有   | 有          |
| 9  | 高須  | 高須ふれあいセンター                  | 高須新町二丁目5-15 | 130         | 65                  | 有  | (2-3m)       | なし           | 有   | 有          |
| 10 | 布師田 | 布師田ふれあいセンター                 | 布師田1647     | 139         | 68                  | 有  | なし           | 該当           | 有   | 有          |
| 11 | 一宮  | 一宮ふれあいセンター                  | 一宮中町一丁目5-20 | 104         | 52                  | 有  | (0.3-1m)     | なし           | 有   | 有          |
| 12 | 秦   | 秦ふれあいセンター                   | 中秦泉寺54-3    | 210         | 104                 | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 13 | 初月  | 初月ふれあいセンター                  | 南久万119-1    | 94          | 47                  | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 14 | 朝倉  | 朝倉ふれあいセンター                  | 曙町一丁目14-12  | 168         | 84                  | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 15 | 鴨田  | 鴨田ふれあいセンター<br>(※西部健康福祉センター) | 鴨部860-1     | 828         | 414                 | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 16 | 長浜  | 長浜ふれあいセンター                  | 長浜690-5     | 150         | 74                  | 有  | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 17 | 御畳瀬 | 御畳瀬ふれあいセンター                 | 御畳瀬252      | 173         | 86                  | 有  | (2-3m)       | 該当           | 有   | 有          |
| 18 | 浦戸  | 浦戸ふれあいセンター                  | 浦戸274-9     | 147         | 73                  | 有  | (3-5m)       | なし           | 有   | 有          |
| 19 | 大津  | 大津ふれあいセンター                  | 大津乙930-5    | 165         | 81                  | 有  | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 20 | 介良  | 介良ふれあいセンター                  | 介良乙2286     | 141         | 70                  | 有  | (1-2m)       | なし           | 有   | 有          |
| 21 | 鏡   | 中山間地域構造改善センター               | 鏡小浜8        | 456         | 227                 | 有  | なし           | 該当           | 有   | 有          |
| 22 | 土佐山 | 土佐山公民館                      | 土佐山122-1    | 258         | 128                 | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 23 | 春野  | あじさい会館                      | 春野町西分1-1    | 357         | 178                 | 有  | なし           | なし           | 有   | 有          |
| 合計 |     |                             |             | 6,677       | 3,323               |    |              |              |     |            |

※ 巨大地震注意対応時は、親類・知人宅等への自主避難を基本としているが、知人宅等への避難が困難な場合に、上記施設のうちから、津波浸水がなく、かつ、土砂災害警戒区域に該当しない施設から順次開設予定。

#### **第4節 臨時情報（巨大地震警戒）発表時における市役所・学校・保育所等の対応**

臨時情報が発表された場合、後発地震から、市役所の利用者等、学校・保育所等の園児、児童及び生徒等の命をより確実に守るために、発表された臨時情報の種類に応じた対応を取ることが必要です。

- ◇ 臨時情報（巨大地震注意）発表時は、室内安全対策や避難路・避難場所の再確認をするとともに、緊急連絡網やBCPの確認を行うなど、後発地震に備えておくことが重要です。

原則、市役所・学校・保育所等は、それぞれ注意対応にとどめ、通常どおりの業務や授業等を継続します。ただし、市有施設の一部については、事前避難者（自主避難含む）の受入れのために避難所として開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、業務を停止することがあります。

- ◇ 臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、後発地震発生に備えて、市有施設の室内安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認をするとともに、一部の地域に対して避難指示を発令することからも、業務停止や休校・休園など、具体的な避難行動に繋げるための踏み込んだ対応を取ることとします。

各施設の対応は、以下のとおりです。対応フローは、図10のとおりです。

##### **（1）市役所**

- 避難指示を発令する小学校区内（事前避難対象地域を含む小学校区）にある庁舎等での業務（貸館等）は、1週間を基本として停止します。
- 避難指示を発令する小学校区外にある市役所本庁舎等での業務を停止することは、通常の市民生活や企業活動を阻害するおそれがあるなど、影響が大きいため、通常業務を原則継続します。

ただし、事前避難者（自主避難含む）の受入れのために避難所として開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、一部施設の業務を停止することがあります。

- 一部の職員は、配備基準に基づき警戒体制を取ります。

##### **（2）学校**

- 巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として、市立学校の全校を休校とします。県立学校についても同様の方針です。私立学校については、各学校が、状況に応じて、休校等の判断をします。
- 体育館を基本として、事前避難者（自主避難含む）の受入れのために避難所として開設します。

##### **（3）保育所等**

- 巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として、市内の保育所及び幼稚園等を休園とします。

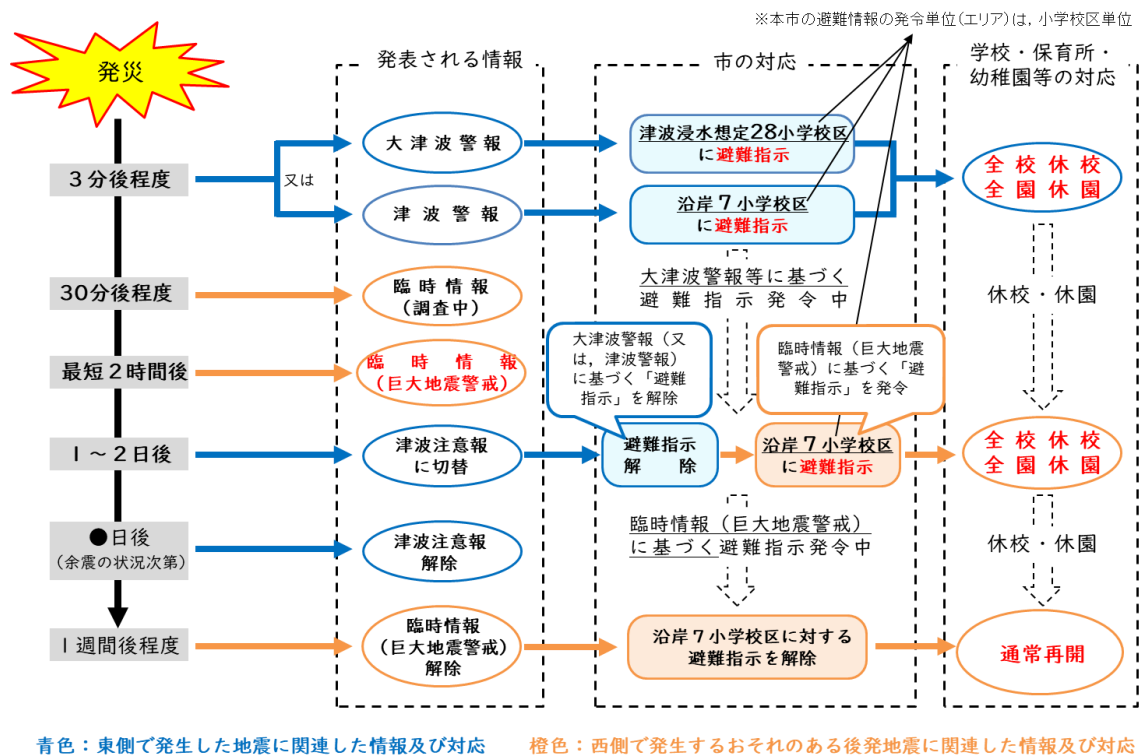


図10 南海トラフの東側でMw8.0以上の地震が発生した場合の対応フロー

## 第5節 今後の検討事項

臨時情報に係る今後の検討事項は、以下のとおりです。

引き続き、関係機関や関係課と協議を進め、市民の生命及び財産等の被害軽減に向けた対応を一層充実させていきます。

- ◇ 臨時情報に係る住民啓発（ホームページ・フェイスブックの活用等）
- ◇ 開設避難所の地震対策（ガラス飛散防止、非構造部材落下防止対策）
- ◇ 学校休校時における児童等を一時的に預かる仕組み
- ◇ 保育所等の休園時における園児等を一時的に預かる仕組み





**「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針**

**令和２年３月**

**（令和７年３月一部改訂）**

**発行：高知市防災対策部防災政策課**

**TEL：088-823-9055**

**Mail：kc-080200@city.kochi.lg.jp**